

県南広域振興局長告示第37号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成24年3月30日

県南広域振興局長 田村均次

事業所番号	施設の名称	施設の設置の場所	指定の辞退の効力の発生年月日
0312600018	知的障害者更生施設 黄金荘	西磐井郡平泉町平泉字片岡69番地1	平成24年3月1日